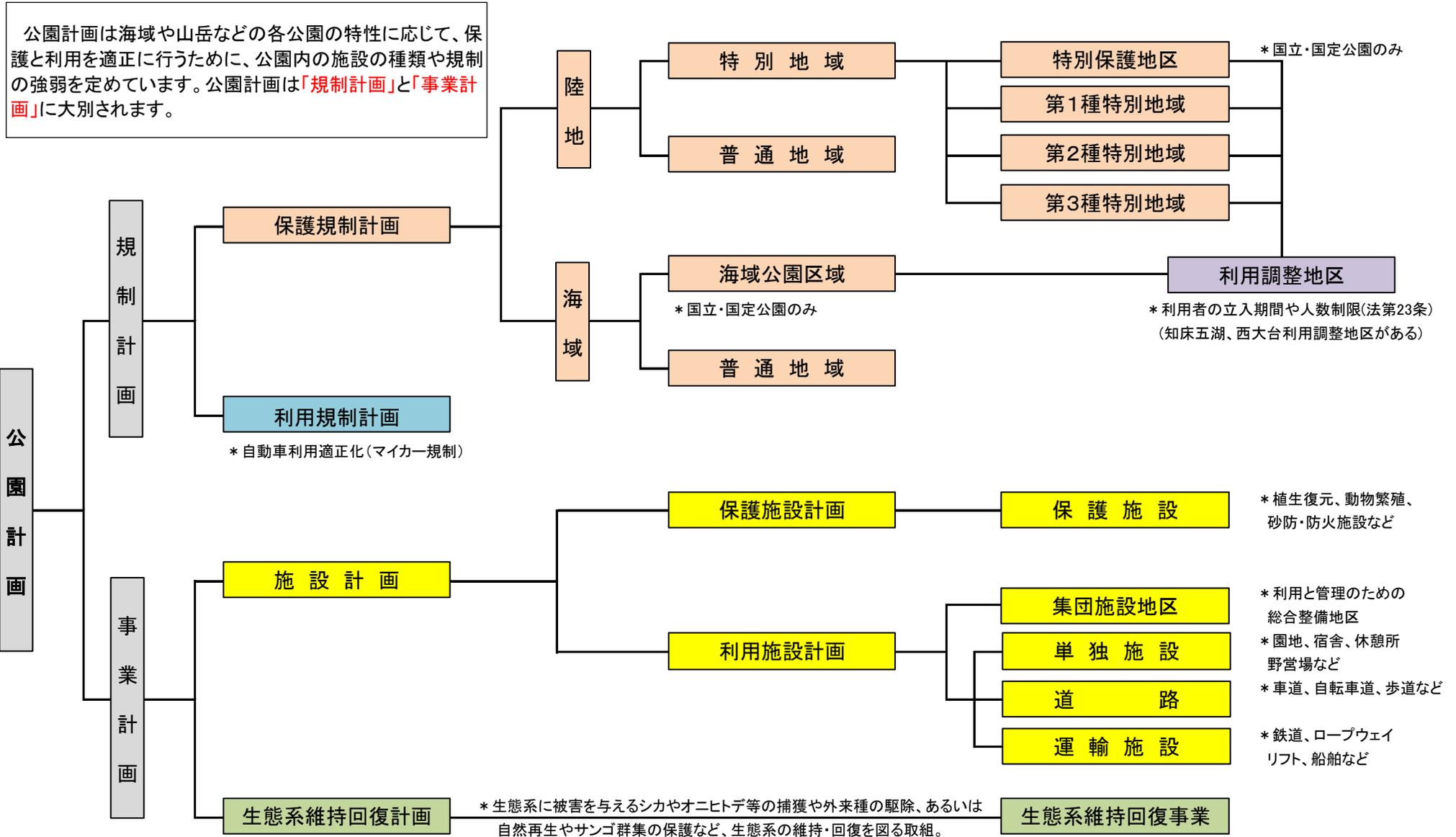


自然公園法の概要 資料-14

- 自然公園とは優れた自然の景勝地の保護と、利用の増進を図ることによる国民の保健と休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の保護に寄与することを目的とする。
- 具体的には、開発行為を規制する他、公園計画に利用施設を位置づけ、公園事業を執行する他、自然とのふれあい活動を実施することにより適正な利用の増進を図るとある。



- ※ 利用調整地区は特別地域(特別保護地区、第1種～第3種特別地域)の中で指定できる。
- ※ 都道府県特別地域には特別保護地区及び海域公園地区の指定がない。

狭い国土に大勢の人が住み、昔から農林業や漁業など土地を多目的に管理してきた日本では、アメリカやオーストラリア(営造物公園制度)のように自然公園の全ての土地を公園専用とすることができなかったため、土地の所有に関わらず公園を指定できる地域制自然公園制度を採用しているため多くの国・県・社・私有地が含まれています。そのため、多くの調整が必要になっています。